

# 日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸入安全推進協会

東京都千代田区神田和泉町1丁目 12-16

末広ビル

電話 03(5833)5141

H27年8月3日に、東京都大田区東海3丁目  
8番2号 TSKビル 3Fに移転します。

印刷所 有限会社池村印刷

No.827

平成27年6月5日

日青協「設立30年記念誌」の余部がありますので、ご希望の方は6月30日までに次のアドレスよりご連絡ください。日青協ニュースは、日青協ホームページにカラーで掲載しています。また、内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。 <http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成27年5月19日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

### 第1 改正の概要

- (1) 農薬アセタミプリド、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬クロチアニジン、農薬クロラントラニプロール、農薬ジクロベニル、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム、農薬フルオルイミド、農薬マラチオン、農薬マンデストロビン、動物用医薬品メロキシカム及び動物用医薬品モサプリドについて、食品中の残留基準が設定されました(別紙を参照して下さい)。
- (2) クエン酸三エチルの成分規格を設定し、試薬・試液等が改正されたこと。また、クエン酸三エチルの使用基準が設定されました。

### 第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するものうち、一部の農薬等については、平成27年11月18日まで従来の基準が適用されます(詳細は別紙を参照して下さい)。

### 第3 農薬等の残留基準に関する事項

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法に基づく農薬マンデストロビンに係る新規農薬登録、農薬アセタミプリド、農薬クレソキシムメチル、農薬クロラントラニプロール、農薬クロチアニジン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム及び農薬フルオルイミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われることとなっています。

通知の全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000086038.pdf>

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

アセタミプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.2	
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 2	0.1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	2
いちご	○ 3	3
ラズベリー	○ 2	1.6
ブラックベリー	○ 2	1.6
ブルーベリー	○ 2	2
クランベリー	○ 2	0.6
ハックルベリー	○ 2	1.6
その他のベリー類果実	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
キウイ	○ 0.2	0.2
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 5	1

クレソキシムメチル(殺菌剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
うめ	○ 5	5
いちご	○ 5	5
ブルーベリー	○ 5	5
クランベリー	○ 0.9	0.9
その他のベリー類果実	○ 1	1
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 5	5
バナナ	○ 5	5
キウイ	○ 1	1
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実	○ 1	1

クロチアニジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.05	0.05
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 5	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.2	0.2
クランベリー	○ 0.07	0.02
ハックルベリー	○ 0.2	0.2
その他のベリー類果実	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 1	1
キウイ	○ 0.03	0.02
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.02	0.02
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実	○ 4	4

クレソキシムメチル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	● 5	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	○ 5	5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.5	1
レモン	● 0.5	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 0.5	1
グレープフルーツ	● 0.5	1
ライム	● 0.5	1
その他のかんきつ類果実	● 0.5	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 0.4	0.3
もも	○ 0.4	0.4
ネクタリン	○ 4	4
あんず(アプリコットを含む。)	○ 4	4
すもも(プルーンを含む。)	○ 4	4
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	2
ブラックベリー	○ 2	2
ブルーベリー	○ 3	3
クランベリー	○ 3	3
ハックルベリー	○ 3	3
その他のベリー類果実	○ 3	3
ぶどう	○ 2	2
かき	● 0.3	4
バナナ	●	4
パパイヤ	●	2
アボカド	● 0.5	4
パイナップル	●	2
グアバ	●	4
マンゴー	●	4
パッションフルーツ	●	2
その他の果実	● 1	4

ジクロベニル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	● 0.1	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2

ジクロベニル(除草剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	● 0.1	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2

ピリフルキナゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.5	0.5
キウイ	○ 0.2	
マンゴー	○ 1	1

## フルアジナム(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.5
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	● 0.05	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.05	0.5
すもも(プルーンを含む。)	● 0.05	0.5
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	0.5
いちご	● 0.05	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	● 0.1	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	○ 0.5	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	○ 0.5	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	● 0.05	0.5

## フルオルイミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.04
メロン類果実	●	0.04
まくわうり	●	0.04
みかん	●	5
なつみかんの果実全体	●	0.04
レモン	●	0.04
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.04
グレープフルーツ	●	0.04
ライム	●	0.04
その他のかんきつ類果実	●	0.04
りんご	○ 10	5
日本なし	●	5
西洋なし	● 3	5

## フルオルイミド(殺菌剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
マルメロ	●	5
びわ	●	0.04
もも	●	0.04
ネクタリン	●	5
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.04
すもも(プルーンを含む。)	●	0.04
うめ	●	0.04
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.04
いちご	●	0.04
ラズベリー	●	0.04
ブラックベリー	●	0.04
ブルーベリー	●	0.04
クランベリー	●	0.04
ハックルベリー	●	0.04
その他のベリー類果実	●	0.04
ぶどう	●	0.04
かき	○ 5	5
バナナ	●	5
キウイ	●	0.04
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	0.04
その他の果実	●	0.04

## マラチオン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 8	8.0
メロン類果実	○ 8	8.0
まくわうり	●	8.0
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかん	/	0.5
なつみかんの外果皮	/	0.5
なつみかんの果実全体	○ 7	/
レモン	○ 7	4.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 7	4.0
グレープフルーツ	○ 7	4.0
ライム	○ 7	4.0
その他のかんきつ類果実	○ 7	4.0
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 8	8.0
びわ	○ 2	2.0
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 8	8.0
あんず(アプリコットを含む。)	○ 8	8.0
すもも(プルーンを含む。)	○ 6	6.0
うめ	● 0.2	2.0
おうとう(チェリーを含む。)	○ 6	6.0
いちご	○ 1	0.5
ラズベリー	○ 8	8.0
ブラックベリー	○ 8	8.0

マラチオン(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
ブルーベリー	○ 10	0.5
クランベリー	○ 8	8.0
ハックルベリー	○ 10	2.0
その他のベリー類果実	○ 8	8.0
ぶどう	○ 8	8.0
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 2	2.0
キウイ	○ 2	2.0
パパイヤ	○ 1	1.0
アボカド	○ 8	8.0
パイナップル	○ 8	8.0
グアバ	○ 8	8.0
マンゴー	○ 8	8.0
パッションフルーツ	○ 8	8.0
なつめやし	○ 8	8.0
その他の果実	○ 2	2.0

マンデストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.05	
りんご	○ 5	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
もも	○ 0.2	
ネクタリン	○ 5	
あんず(アプレコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	
ぶどう	○ 10	
かき	○ 3	

(以下、果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

脚注

※○:平成 27 年5月 19 日適用

●:平成 27 年11月 19 日適用

- ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、アブラマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・今回基準値を設定するアセタミプリドとは、農産物にあっては、アセタミプリドをいう。
- ・今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、農産物にあっては、クレソキシムメチルをいう。
- ・今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアトキサムの代謝物でもあり、チアトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- ・みかんの果皮及びその他のスパイス(みかんの果皮を除く。)に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス」として基準値を設定する。
- ・今回基準値を設定するジクロベニルとは、農産物にあってはジクロベニル及び代謝物 BAM【2,6-ジクロロベンズアミド】をジクロベニルに換算したものの和をいう。ただし、フルオピコリドが検出された場合など、BAM の残留がフルオピコリドの使用によることが明らかな場合には、フルオピコリドに定められた 規格基準を適用することとし、ジクロベニルに係る規格基準によらないこと。
- ・今回基準値を設定するピリフルキナズンとは、ピリフルキナズン及び代謝物 B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナズリン-2-オン】をピリフルキナズンに換算したものの和をいう。
- ・なつみかん及びなつみかんの外果皮に設定されているマラチオンの基準値については、これらの基準を統合して「なつみかんの果実全体」として基準値を設定する。
- ・今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(R 体)及びマンデストロビン(S 体)の和をいう。

参考

- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

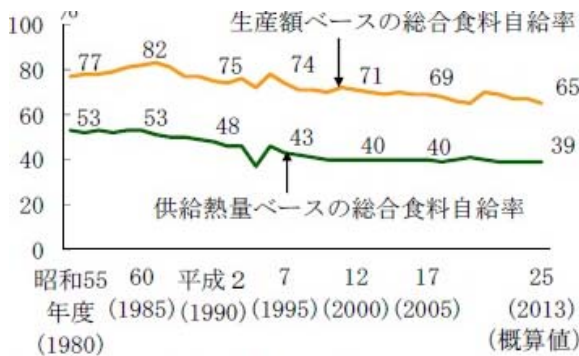
# 平成26年度 食料・農業・農村の動向

農林水産省が5月26日に公表した上記白書から抜粋して掲載します。詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\_maff/h26/index.html

## 2 我が国の食料自給率の動向

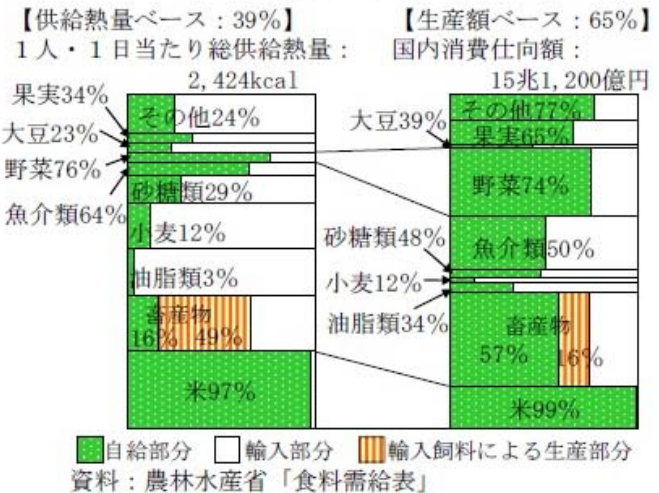
- 供給熱量ベースの総合食料自給率は、平成9年度以降、40%前後の水準で推移。平成25年度は、米について、平成26年4月の消費税引上げ前の駆け込み需要等により国産主食用米の需要量が微増した一方、小麦や大豆の国内生産量が減少したこと等から、前年と同率の39%。
- 生産額ベースの総合食料自給率は、平成7年度以降、60%台後半から70%台前半の水準で推移。平成25年度は、各品目を通じて円安方向への推移等により輸入単価が上昇したことに加え、果実等の国内生産額が減少したこと等から、前年度に比べて2ポイント低下し65%。

我が国の総合食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

供給熱量ベースと生産額ベースの総合食料自給率 (平成25年度)

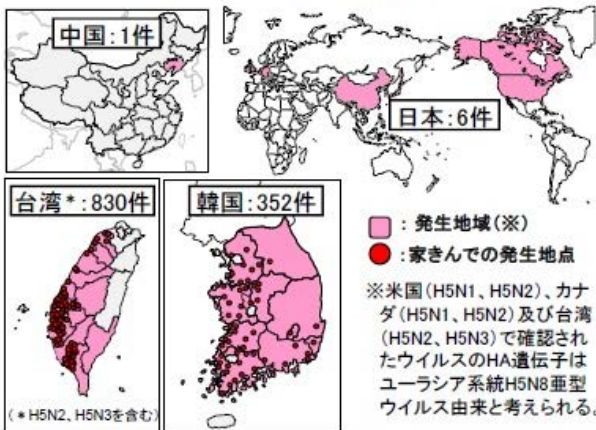


## 4 食の安全と消費者の信頼確保

### (2) 動植物防疫の取組

- 近年、近隣諸国で家畜伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生。家畜の伝染性疾患の侵入を水際で防止するため、入国者に対する靴底消毒、検疫探知犬等を活用した携帯品検査、また、国内で発生した鳥インフルエンザ等の疾病について、都道府県等と連携し、適切な措置を実施。
- 病害虫の侵入を効果的・効率的に防止するため、科学的根拠に基づき検疫の候補とする病害虫を特定した後、検疫対象とすべきか否かを決定し、検疫が必要と判断された場合にはリスクに応じて適切な検疫措置を選択して実施。

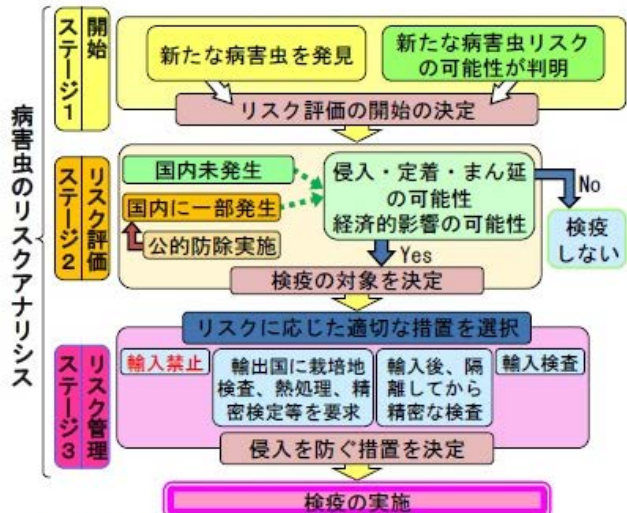
高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) の発生状況 (平成26年以降)



資料：国際獣疫事務局 (OIE) 等資料を基に農林水産省で作成

注：本図は、平成26 (2014) 年1月から平成27 (2015) 年4月7日現在の発生状況

輸入植物検疫措置について



資料：農林水産省作成